

土壤汚染対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1 有害物質やダイオキシン類等による土壤汚染の調査及び対策等について検討するため、土壤汚染対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 有害物質やダイオキシン類等による土壤・地下水汚染の調査及び対策に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、環境局環境改善技術担当部長が委嘱する学識経験を有する者10人以内をもって構成する。

- 2 環境局環境改善技術担当部長は、必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 3 環境局環境改善技術担当部長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6 委員会は環境局環境改善技術担当部長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、環境局環境改善部化学物質対策課において処理する。

(開催方法)

第8 会議は原則として公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 作成した議事録及び会議資料は、原則として公開とする。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成16年1月7日から施行する。(改正)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。(改正)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。(改正)